取引所外国為替証拠金取引に係るご注意
（『ダイワ３６５ＦＸ』に係るご注意）

○　**本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。**

○　**本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。**

○　お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、ＦＸ専用ダイヤル（０１２０－２０７３３７）までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のＡＤＲ（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号　０１２０－６４－５００５（フリーダイヤル）

（注）ＡＤＲとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

2025.06

取引所外国為替証拠金取引の
契約締結前交付書面

（『ダイワ３６５FX』取引説明書）

大和証券株式会社

本書面は、当社が金融商品取引法第37条の３の規定に基づきお客様に交付する書面です。本書面では、株式会社東京金融取引所において行われる取引所為替証拠金取引（愛称を「くりっく365」といいます。当社では「取引所外国為替証拠金取引」といい、「くりっく365」の取扱いサービスの名称を「ダイワ３６５ＦＸ」としております。）について説明します。

取引所外国為替証拠金取引をされるにあたっては、本書面の内容を十分に読んでご理解ください。

取引所外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引所外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、お取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご研究いただき、お客様の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引いただくようお願いいたします。

2025. 06

目　　次

取引所外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について …… 1
取引所外国為替証拠金取引の仕組みについて …… 3
・取引の方法 …… 3
・証拠金 …… 3
・決済時の金銭の授受 …… 5
・取引規制 …… 5
・税金について …… 6
取引所外国為替証拠金取引にかかる手続きについて …… 7
当社の概要について …… 9
取引所外国為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語 …… 10

株式会社東京金融取引所（以下「取引所」といいます。）において行われる取引所為替証拠金取引（愛称「くりっく365」）を、当社では取引所外国為替証拠金取引（サービス名称「ダイワ３６５ＦＸ」）として提供します。取引所外国為替証拠金取引の取引は、為替証拠金取引口座（ダイワ３６５ＦＸ口座）にて行います。

取引所外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

【手数料・その他費用の概要】

取引手数料は無料です。また、お取引においてお客様が負担されるコストには売気配と買気配の差額であるスプレッドがあります。なお、口座管理料は発生いたしません。

【証拠金について】

本取引を行うには、証拠金の預託が必要となります。必要となる証拠金の額は、当社が定める計算式（後述、「取引所外国為替証拠金取引の仕組みについて」に記載）によって算出されます。

また、必要な証拠金は、通貨ペア（通貨の組合せ）やその通貨の価格によって変化しますので、本取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。必要な証拠金は、お取引画面にてご確認ください。

【取引所外国為替証拠金取引のリスクについて】

（1） 価格変動リスク

取引所外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比べて大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

証拠金の額がリスクに応じて算定される方式では、東京金融取引所が算定する証拠金基準額及び取引対象である為替の価格に応じて変動しますので、証拠金額の取引所為替証拠金取引の取引金額に対する比率は、常に一定ではありません。

取引する通貨の対象国の金利の変動によりスワップポイントが受け取りから支払いに転じることもあります。また、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買付けた通貨の対象国の金利が売付けた通貨の対象国の金利よりも高い場合にもスワップポイントを支払うことになることがあります。

相場状況の急変により、売り気配と買い気配のスプレッド幅が広くなったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。

取引する通貨の対象国が休日等の場合、その通貨に係る金融指標の取引がおこなわれないことがあります。

（2） ロスカットのリスク

取引対象である通貨の価格の変動により、お客様の未決済建玉に対する評価損が発生した結果、有効比率（（有効証拠金額÷建玉必要証拠金）×100）がお客様の選択したロスカット基準を下回った場合は、お客様のご意思に関わらず、当社の任意の方法により、未約定の新規注文すべてを失効し、お客様の未決済建玉すべて

を自動的に反対売買いたします。原則として、当社は未約定の新規注文の失効及び反対売買の執行を速やかに行います。

取引対象である通貨の価格が大きく変動した場合など、預託している証拠金額以上の損失が生じ、証拠金残高がマイナスとなる可能性もあります。この場合でも、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うことになります。

なお、ロスカット基準100％を選択されているお客様は、有効証拠金全額を利用して新規注文された場合には、新規注文成立直後にロスカットが発生する可能性が高くなりますのでご注意ください。

（3） 契約終了のリスク

所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、為替証拠金取引口座設定約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うことになります。

【その他留意事項】

- 本取引は、取引所取引であり、またお客様の証拠金は取引所へ預託されるため、原則として、当社の信用状況の変化等により損失が生じるおそれはありません。また、お客様から預託を受けた証拠金は、当社が取引所へ預託するまでの間、三井住友銀行又は三井住友信託銀行への金銭信託により当社の自己の資金とは区分して管理しております。ただし、当社が破綻する等の事由に陥った場合、証拠金の返還が速やかに行われない等の不利益が生じるおそれがあります。
- 取引システム又は取引所、金融商品取引業者及びお客様を結ぶ通信回線などが正常に動作しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消などが行えない可能性があります。
- お客様が注文をした取引が成立したときは、当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

取引所外国為替証拠金取引の仕組みについて

取引所における取引所為替証拠金取引は、取引所が定める規則に基づいて行われます。

当社はこれらの規則（取引所の決定事項及び慣行を含みます。以下同じ。）に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則等を遵守して取引所為替証拠金取引の受託業務を行います。

Ⅰ．取引の方法

取引所においては、別表（取引所為替証拠金取引の種類）に掲げる取引所為替証拠金取引が取引されます。

それぞれの対日本円取引の対象通貨又はクロスカレンシー取引の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、別表（取引所為替証拠金取引の種類）をご覧ください。

その取引の仕組みは各通貨ペアとも共通（一部通貨における決済日の取扱いを除く。別表（取引所為替証拠金取引の種類）ご参照。）で、次のとおりです。

a. 限日取引は、毎取引日を取引最終日とします。同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に翌取引日の建玉が消滅した建玉と同一内容で発生するものとします。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーといいます。

b. ロールオーバーがなされた場合に、通貨ペア間の金利を比較して差が生じているときは、金利差相当額（スワップポイント）が発生します。但し、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。

c. 建玉の決済は、指定決済法による差金決済とします。

d. 決済日は、取引の翌々取引日の付合せ時間帯開始時の属する暦日を原則とします。ただし、日本の銀行の休業日、通貨ペアの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日等により、決済日が繰り延べられる場合には、取引所が別途通知を行います。

Ⅱ．証拠金

（１）証拠金の計算方法

取引所における 1 枚あたりの証拠金基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定元本金額の 4%に相当する円価額、又は、想定元本金額にその時々の相場変動に基づいて取引所が算出した比率を乗じて得た円価額のうち、いずれか大きい方の円価額となります。

同一通貨ペアで売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、建玉数量の多い方の建玉に対してのみ証拠金額が計算されます。

証拠金所要額は、建玉数量 1 枚につき取引所が定める証拠金基準額を掛けた金額に、値洗いにより発生した評価損益の累積額、決済により発生した未実現確定損益、及びロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額を加算又は減算して算出します。

（２）証拠金の差し入れ

取引の注文をするときは、事前に(4)の注文必要証拠金以上の額を、お取引口座から為替証拠金取引口座（ダイワ３６５ＦＸ口座）に振り替えてください。また、建玉を継続して保有する場合は、（5）の建玉必要証拠金を為替証拠金取引口座（ダイワ３６５ＦＸ口座）に差し入れる必要があります。証拠金は日本円のみの受け入れとし、有価証券や外貨の受け入れはいたしません。

（３）証拠金の維持

お客様は、取引所が取引日ごとに建玉について計算した証拠金所要額が差し入れている証拠金預託額を上回る場合には、取引所の定めるところにより、証拠金所要額と証拠金預託額との差額以上の当社が定める額を、当社が指定した日時までに、差し入れていただきます。

（４）注文必要証拠金

注文に必要な証拠金額は、「注文枚数×1 枚あたり必要証拠金額（※1）」です。

※1　1 枚あたり必要証拠金額は、当社が定めるもので、通貨ペア、選択するレバレッジコースにより異なり 1 枚あたりの定額とします。

必要証拠金額は、取引所が定める各通貨ペアの為替証拠金基準額をもとに、レバレッジを勘案し当社が決定します。必要証拠金額は、各通貨ペアにつき、以下の計算式で算出します。

為替証拠金基準額×{為替証拠金基準率(※2)で算出した最大レバレッジ÷お客様が選択されたレバレッジコースでの最大レバレッジ(※3)}

ただし、上記の計算式にて計算した必要証拠金額より為替証拠金基準額の方が大きい場合、為替証拠金基準額を必要証拠金額とします。

※2 「為替証拠金基準率」とは、取引所の定める各通貨ペアの証拠金基準額の算出に係る百分率を指します。

※3　取引所外国為替証拠金取引では、お客様ご自身で最大レバレッジを選択いただけます。詳しくは、「取引所外国為替証拠金取引利用・取引ルール(『ダイワ365FX』利用・取引ルール)」でご確認ください。

（５）建玉必要証拠金

建玉の維持に必要な証拠金額は、「建玉数量×1 枚あたり必要証拠金額」です。

（６）評価損益及びスワップポイントの取扱い

値洗いにより発生した評価損益の累積額、決済により発生した未実現確定損益、及びロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額の合計額が正である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額より減算します。また、合計額が負である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額に加算します。

（７）証拠金の引出し

お客様が差し入れている証拠金は、取引所が定める引出しの基準となる額、かつ、建玉・注文の維持に必要な証拠金額を控除した出金可能額の範囲内でお取引口座へ振り替えることができます。

（８）ロスカットの取扱い

有効比率が、お客様が選択されているロスカット基準を割り込んだ場合、損失の拡大を防ぐため、当社は、お客様のご意思に関わらず、当社の任意の方法により、お客様の計算においてお客様の未約定の新規注文の失効及び建玉すべての反対売買を行い、決済します。原則として、当社は未約定の新規注文の失効及び反対売買の執行を速やかに行います。

取引対象である通貨の価格が大きく変動した場合など、差し入れている証拠金額以上の損失が生じ、証拠金残高がマイナスとなる可能性もあります。この場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うことになります。また、取引する通貨の対象国の休日等により、その通貨又は金融指標だけがロスカットされないことがあります。その場合は、付合せ時間帯に速やかにロスカットを行います。

（９）証拠金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

お客様が、建玉・注文の維持に必要な証拠金額を、当社所定の日時までに差し入れなかった場合には、当社は、当社の任意の方法により、お客様の計算においてお客様の未約定の新規注文の失効及び建玉すべての反対売買を行い、決済します。

（１０）有効証拠金額がマイナスとなった場合の取扱い

当社は、お客様の有効証拠金額がマイナスとなった場合、本取引にて生じたお客様が支払うべき金銭について、その金銭の額をお取引口座から振替えてお支払いいただきます。

Ⅲ．決済時の金銭の授受

本取引の建玉の決済を行った場合は、通貨ペアごとに、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算又は減算され、上記「**Ⅱ．証拠金　⑺証拠金の引出し**」に従って、お取引口座へ振り替えることができます。

・対日本円取引の通貨の場合

｛1取引単位※×約定価格差（円）＋累積スワップポイント｝×取引数量

※ それぞれの取引単位は、別表（取引所為替証拠金取引の種類）をご覧ください。

（注）約定価格差とは、反対売買に係る約定価格と当該反対売買の対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

・クロスカレンシー取引の場合

｛1取引単位※×約定価格差（通貨単位）＋累積スワップポイント｝×取引数量

※ それぞれの取引単位は、別表（取引所為替証拠金取引の種類）をご覧ください。

（注）決済がなされた取引日の対日本円取引の当日清算価格で円通貨額を確定します。

Ⅳ．取引規制

取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがあります。

a. 証拠金の額が引き上げられることがあります。

b. 取引数量や建玉数量、発注数量が制限されることがあります。

c. 取引が停止又は中断されることがあります。

d. 取引時間が臨時に変更されることがあります。

Ⅴ．税金について

（１）個人のお客様に対する課税

ダイワ３６５ＦＸ（取引所外国為替証拠金取引）で発生した利益（売買益、スワップポイント収益）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。また、本取引は、特定口座での計算対象にはなりません。

ダイワ３６５ＦＸ（取引所外国為替証拠金取引）によって発生した損益は、店頭外国為替証拠金取引や株価指数先物取引、有価証券先物取引、商品先物取引、オプション取引（受渡し決済を除く）等と損益通算をすることができます。

ダイワ３６５ＦＸ（取引所外国為替証拠金取引）によって発生した損失額のうち、損益通算の結果、その年に控除しきれない損失額については、翌年以降 3 年間にわたって、申告分離課税となる「先物取引に係る雑所得等」の金額から繰越控除できます。損失の繰越控除の適用を受けるためには、損失の金額が生じた年（毎年 1 月～12 月）について、確定申告をしておく必要があり、かつ、その後において連続して確定申告をしなければなりません。

（２）法人のお客様に対する課税

ダイワ３６５ＦＸ（取引所外国為替証拠金取引）で発生した所得（売買益、スワップポイント収益）は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

（３）支払調書

当社は、お客様の取引所外国為替証拠金取引について、差金等決済を行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

※詳細については所轄の税務署にご確認ください。なお、今後、税制改正等が行われた場合、税制の取扱いが変更となる可能性があります。

取引所外国為替証拠金取引にかかる手続きについて

お客様が取引所外国為替証拠金取引を利用される際の手続きの概要は次のとおりです。

（１）取引の開始

ａ．お取引口座の開設

本取引の開始にあたっては、あらかじめ当社にお取引口座を開設していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示いただきます。

ｂ．取引所外国為替証拠金取引に係るご注意（『ダイワ３６５ＦＸ』に係るご注意）（以下、「注意喚起文書」という。）及び本書面の交付を受ける

当社から注意喚起文書及び本書面が交付されますので、本取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の同意をいただきます。

ｃ．為替証拠金取引口座設定約諾書の内容を確認し、同意を行う

本取引を行うにあたり、お客様と当社との間に発生する権利・義務関係や取引に関する取り決めを十分ご理解のうえ、本約諾書の差し入れに代えて電磁的方法で同意をいただきます。

ｄ．為替証拠金取引口座（ダイワ３６５ＦＸ口座）の設定

本書面や為替証拠金取引口座設定約諾書の内容に同意いただき、ダイワ３６５ＦＸ口座を設定していただきます。なお、ダイワ３６５ＦＸ口座の開設にあたっては、所定の審査を行います。

（２）証拠金の差し入れ

本取引の注文をするときは、所定の証拠金を差し入れていただきます。

（３）注文の指示

本取引の注文をするときは、当社のサービス時間内に、次の事項を正確に指示してください。

ａ.注文する取引対象を上場している金融商品取引所の名称（ダイワ３６５ＦＸの場合は東京金融取引所）

ｂ.注文する通貨ペア

ｃ.新規取引又は決済取引の別

ｄ.売付取引又は買付取引の別

ｅ.注文数量

ｆ.価格（指値、成行等）

ｇ.注文の有効期間

ｈ.その他お客様の指示によることとされている事項（異なる注文方法の注文をセットで行う場合等）

（４）決済取引による建玉の結了

建玉の結了の方法には、反対売買及び建玉整理があります。

建玉の決済取引が成立した場合には、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、決済取引の注文時にお客様に指示していただきます。

なお、同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと（以下「両建て」といいます。）となるようなご注文も受け付けいたします。ただし、反対売買の場合、両建ては、お客様にとって、売気配と買気配の差や取引手数料を二重に負担する可能性があり、経済合理性を欠くおそれがあります。また、建玉整理の場合、両建ては、お客様にとって、売気配と買気配の差や取引手数料を二重に負担する可能性はありませんが、経済合理性を欠くおそれがあります。

※現在、取引手数料は無料です。

（５）委託注文をした取引の成立

委託注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書兼残高報告書をお客様に交付します。

（６）証拠金の維持

委託注文をした取引が成立したときは、注文必要証拠金は建玉必要証拠金に振り替わります。また、証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差し入れが必要になります。

（７）取引手数料

現在、取引手数料は無料です。

（８）消費税等の取扱い

消費税等（消費税、地方消費税）については、取引手数料とともにお支払いいただきます。

※現在、取引手数料は無料です。

（９）取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、3 月、6 月、9 月、12 月の各月末に為替証拠金取引口座（ダイワ３６５ＦＸ口座）に証拠金がある場合、各月末のお客様の本取引の建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した取引残高報告書を作成して、お客様に交付します。

（１０）電磁的方法による書面の交付

本取引について、書面の交付は電磁的方法により行います。

（１１）当社の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き

当社が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分等を受けた場合、取引所がお客様の未決済建玉について建玉移管又は決済を行わせることとする場合があります。手続きについては、その際にお知らせします。

なお、差し入れた証拠金及び決済差益は、取引所に預託されておりますので、その範囲内で取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者又は取引所から返還を受けることができます。

（１２）取引所に対する個人情報の提供について

当社は、お客様の同意に基づき、お客様の個人情報を取引所に開示することがあります。

ａ.個人情報の提供先（取引所）

商号　：　株式会社東京金融取引所

所在地：　東京都千代田区丸の内１丁目８番２号 鉄鋼ビルディング８階

ｂ.提供される個人情報の内容

氏名、住所、電話番号、メールアドレス、口座番号（取引 ID)、銀行口座に関する情報

ｃ.提供される個人情報の利用目的

証拠金の管理・返還その他これらに関連する事項に必要な範囲で利用する。

（１３）その他

当社からの取引報告書兼残高報告書等の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社に直接ご照会ください。

取引所外国為替証拠金取引の仕組み、取引の委託手続き等について、詳しくは「為替証拠金取引口座設定約諾書（『ダイワ３６５ＦＸ』口座設定約諾書）」、「取引所外国為替証拠金取引　利用・取引ルール（『ダイワ３６５ＦＸ』利用・取引ルール）」をお読みいただくか、当社にお尋ねください。

当社の概要について

当社の概要・連絡先

商号等	大和証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第108号
本店所在地	〒100-6752　東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本STO協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC) 当社との間における金融商品取引業に係る苦情・紛争の解決のため、上記FINMAC(連絡先:0120-64-5005)を利用いただけます。
資本金	1,000億円
主な事業	金融商品取引業
営業開始日	平成11年4月26日
連絡先	取引所外国為替証拠金取引に関するお問い合せは、FX専用ダイヤル(0120-207337)にご連絡ください。

取引所外国為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語

・受渡決済（うけわたしけっさい）

先物取引やオプション取引の決済期日に、原商品とその対価の授受を行う決済方法をいいます。取引所外国為替証拠金取引においては、受渡決済は行われません。

・売付取引（うりつけとりひき）**・売建玉**（うりたてぎょく）

一般に先物・オプションを売る取引をいいます。取引所外国為替証拠金取引の場合は、買い戻したときの約定価格が新規の売付取引の約定価格を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。

売付取引のうち、決済が結了していないものを売建玉といいます。

・買付取引（かいつけとりひき）**・買建玉**（かいたてぎょく）

一般に先物・オプションを買う取引をいいます。取引所外国為替証拠金取引の場合は、転売したときの約定価格が新規の買付取引の約定価格を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。

買付取引のうち、決済が結了していないものを買建玉といいます。

・逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

市場価格が逆指値価格以上になったら成行又は指値で買付ける、逆指値価格以下になったら成行又は指値で売付けるという注文形態のことをいいます。通常の指値注文と反対の注文形態であるため「逆指値注文」と呼ばれています。

・決済取引（けっさいとりひき）

買建玉若しくは売建玉を決済する取引をいいます。

・限日取引（げんにちとりひき）

取引所外国為替証拠金取引において、毎取引日を取引最終日とする取引をいいます。同一取引日中に反対売買されなかった建玉は、翌取引日に繰り越されます。

・差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。

・指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。

・指定決済法（していけっさいほう）

同一の取引所外国為替証拠金取引において既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合、既存の建玉との両建てとし、後で顧客が決済の対象とする建玉を指定して申告を行うことで建玉を減じる方法をいいます。

・証拠金（しょうこきん）

先物・オプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

・**証拠金預託額**（しょうこきんよたくがく）

お客様が為替証拠金取引口座（ダイワ３６５ＦＸ口座）に差し入れている証拠金です。

・**スワップポイント**

取引所為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、通貨ペア間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の数額をスワップポイントといいます。なお、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。

・**清算価格**（せいさんかかく）

値洗いを行うために、付合せ時間帯終了後に取引所が決める価格をいいます。

・**建玉整理**（たてぎょくせいり）

同一通貨ペアにて、買建玉と売建玉を同時に保有している場合、買建玉と売建玉を相殺することで、保有建玉の決済を行う方法です。

・**建玉必要証拠金**（たてぎょくひつようしょうこきん）

建玉を維持するために必要な証拠金です。

・**注文必要証拠金**（ちゅうもんひつようしょうこきん）

未約定の新規注文を発注するために必要な証拠金額です。未約定の新規注文がすべて約定したら必要となる証拠金額です。

・**追加証拠金**（ついかしょうこきん）

証拠金残高が日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

・**付合せ時間帯**（つけあわせじかんたい）

東京金融取引所の取引所為替証拠金取引は、同取引所の定める時間帯に行います。

・**デリバティブ取引**（でりばてぃぶとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。

・**取引日**（とりひきび）

東京金融取引所において、一営業日の付合せ時間帯開始時から当該付合せ時間帯の終了時までをいいます。その日付は当該一営業日の日付によります。

・**値洗い**（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、取引所において決められた清算価格により評価替えする手続きをいいます。

・**振替入金予定額**（ふりかえにゅうきんよていがく）

夜間、休日などに為替証拠金取引口座（ダイワ３６５ＦＸ口座）へ振替指示を行った金額です。振替日に証拠金預託額に反映されます。

・**未実現確定損益**（みじつげんかくていそんえき）

約定済で受渡前の確定損益です。受渡日に証拠金預託額に反映されます。

・有効証拠金額（ゆうこうしょうこきんがく）

証拠金の状況を計算するための基準となる金額です。

有効証拠金額は次の計算式で計算されます。

「有効証拠金額＝証拠金預託額+評価損益+未実現確定損益−未払い手数料+振替入金予定額」

・有効比率（ゆうこうひりつ）

プレアラート、アラート、ロスカットなど、証拠金の状況を判断するための指標です。

有効比率は次の計算式で計算されます。

「有効比率＝（有効証拠金額÷建玉必要証拠金）×100」

・両建て（りょうだて）

同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

・レバレッジ

てこの作用のことで、取引所外国為替証拠金取引では、少ない資金でより大きな金額の取引を行うこと、またその効果をいいます。

・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

・ロールオーバー

取引所為替証拠金取引において、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰り越すことをいいます。

【別表】取引所為替証拠金取引の種類

対日本円取引の対象通貨、取引単位、呼び値の最小変動幅及び決済日は、次の表の通りです。

通貨名	取引単位	呼び値の最小変動幅	決済日
米ドル	10,000米ドル	0.005(50円)	翌々取引日
ユーロ	10,000ユーロ	0.005(50円)	翌々取引日
英ポンド	10,000英ポンド	0.01(100円)	翌々取引日
豪ドル	10,000豪ドル	0.005(50円)	翌々取引日
カナダドル	10,000カナダドル	0.01(100円)	翌々取引日
スイスフラン	10,000スイスフラン	0.01(100円)	翌々取引日
ＮＺドル	10,000ＮＺドル	0.01(100円)	翌々取引日
トルコリラ	10,000トルコリラ	0.01(100円)	翌々取引日
ポーランドズロチ	10,000ポーランドズロチ	0.01(100円)	翌々取引日
南アフリカランド	100,000南アフリカランド	0.005(500円)	翌々取引日
ノルウェークローネ	100,000ノルウェークローネ	0.005(500円)	翌々取引日
香港ドル	100,000香港ドル	0.005(500円)	翌々取引日
スウェーデンクローナ	100,000スウェーデンクローナ	0.005(500円)	翌々取引日
メキシコペソ	100,000メキシコペソ	0.005(500円)	翌々取引日

クロスカレンシー取引の通貨組合せ、取引単位、呼び値の最小変動幅及び決済日は、次の表のとおりです。

通貨の組合せ	取引単位	呼び値の最小変動幅	決済日
ユーロ･米ドル	10,000ユーロ	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
英ポンド･米ドル	10,000英ポンド	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
豪ドル・米ドル	10,000豪ドル	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
ＮＺドル・米ドル	10,000ＮＺドル	0.0001(1米ドル)	翌々取引日
米ドル・カナダドル	10,000米ドル	0.0001(1カナダドル)	翌取引日
英ポンド･スイスフラン	10,000英ポンド	0.0001(1スイスフラン)	翌々取引日
米ドル･スイスフラン	10,000米ドル	0.0001(1スイスフラン)	翌々取引日
ユーロ･スイスフラン	10,000ユーロ	0.0001(1スイスフラン)	翌々取引日
ユーロ･英ポンド	10,000ユーロ	0.0001(1英ポンド)	翌々取引日
英ポンド・豪ドル	10,000英ポンド	0.0001(1豪ドル)	翌々取引日
ユーロ・豪ドル	10,000ユーロ	0.0001(1豪ドル)	翌々取引日

お取引にあたって

～金融商品取引法について～

金融商品取引法では、投資家を「特定投資家」と「一般投資家」に区分するとともに、「特定投資家」に対しては規制内容の柔軟化が図られています。

◎「特定投資家」と「一般投資家」の意義および法令上の取扱い

特定投資家とは?

特定投資家とは、機関投資家を中心としたいわゆる「プロ」の投資家のことを指します。金融商品取引法では、特定投資家との金融商品取引について、金融商品取引業者などに対する規制のうち、一部の適用を除外する※など、規制を緩和しています。

※「広告規制」「取引態様の事前明示義務」「書面交付義務」「適合性の原則」などの投資家保護に関する規制を中心に一部の規制については、法令上、適用が除外されます。

一般投資家とは?

一般投資家とは、個人投資家を中心としたいわゆる「アマ」の投資家のことを指します。金融商品取引法では、投資家保護を目的として、一般投資家との金融商品取引について、金融商品取引業者などに対するさまざまな規制を設けています。

◎「特定投資家」と「一般投資家」の区分について

金融商品取引法に基づく「特定投資家」と「一般投資家」の区分については、下記のとおりとなります。

	お客さま	「特定投資家」と「一般投資家」の区分
1	「適格機関投資家(証券会社、銀行、信用金庫、保険会社等)」のお客さま	「特定投資家」に区分されます。 *「一般投資家」への移行はできません。
2	「特殊法人・独立行政法人」「上場会社」「資本金5億円以上の株式会社※1」などの法人のお客さま	「特定投資家」に区分されます。 *契約の種類(有価証券取引、デリバティブ取引、投資一任契約、特定預金等契約※2)ごとに、「一般投資家」への移行が可能です。ご希望のお客さまは、当社お取扱窓口までお問合わせください。
3	上記**1**および**2**以外の法人のお客さま 「地方公共団体」のお客さま 一定の条件を満たした個人のお客さま(後掲)	「一般投資家」に区分されます。 *契約の種類(有価証券取引、デリバティブ取引、投資一任契約、特定預金等契約)ごとに、「特定投資家」への移行が可能です。※3ご希望のお客さまは、当社お取扱窓口までお問合わせください。
4	上記**3**以外の個人のお客さま	「一般投資家」に区分されます。 *「特定投資家」への移行はできません。

※1 資本金5億円以上と特定できない場合は、一般投資家と同様の対応をさせていただきます。
※2 特定預金等(外貨預金等)契約の締結にあたっては金融商品取引法が準用されます。
※3 「一般投資家」から「特定投資家」への移行につきましては、当社の審査等の結果、ご希望にそえない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
「一般投資家」から「特定投資家」への移行の有効期間は原則として1年とされていますが、当社では、移行後最初に到来する5月31日(休日である場合を含みます)を「期限日」とさせていただきます。

◎個人のお客さまが「特定投資家」へ移行が可能となる条件

金融商品取引のご経験が1年以上あるお客さまのうち、以下のいずれかに該当する場合は、「特定投資家」への移行が可能です。

1	純資産および投資性金融資産がそれぞれ3億円以上
2	純資産または投資性金融資産が5億円以上、もしくは前年の収入が1億円以上
3	直近1年間の取引頻度が月平均4回以上であり、純資産または投資性金融資産が3億円以上
4	特定の知識・経験※1があり、純資産または投資性金融資産が1億円以上、もしくは前年の収入が1,000万円以上

※1 特定の知識・経験は以下のいずれかについて1年以上の職業・実務経験がある場合を指します
1. 金融商品取引業、銀行業、保険業、信託業、その他の金融業
2. 大学・大学院での経済学もしくは経営学の教授、准教授、教員
3. 証券アナリスト、証券外務員(1種、2種)、FP技能士(1級、2級)、中小企業診断士
4. 経営コンサルタント業等で上記1～3の者と同等以上の知識・経験がある場合

! 金融商品取引法により、特定投資家のお客さまに対して適用が除外される規制項目のうち、一部の項目については、当社の定めるところにより一般投資家と同様の対応をさせていただく場合があります。

投資方針と勧誘方針について

金融商品取引法では、金融商品取引業者などに対し、お客さまの知識、経験、財産の状況、投資目的に照らして不適当な勧誘を行なってはならないと定められています。

◎投資方針について

大和証券では、お客さまの投資方針を ①「利子・配当等安定収益重視」、②「安定収益・値上がり益のバランス投資」、③「値上がり益重視」の3つに分類し、投資目的および投資対象となる金融商品をそれぞれ以下のように定めます。

投資方針	投資目的および投資対象となる金融商品
利子・配当等安定収益重視	利子・配当等の収入による安定的な収益の確保を重視するため、リスクの低い金融商品を投資対象とします。
安定収益・値上がり益のバランス投資	利子・配当等の収入を確保しつつ値上がり益による収益も狙うため、一部のリスクの高い商品を除く金融商品を投資対象とします。
値上がり益重視	値上がり益による収益の確保を重視するため、リスクの高い商品を含むすべての金融商品を投資対象とします。

◎投資方針と金融商品の関係について

大和証券では、お客さまのご意向と実情の理解に努め、投資方針に適した金融商品の勧誘を行なってまいります。

投資方針＼金融商品	Ⅰ 低リスク商品	Ⅱ 中リスク商品	Ⅲ 高リスク商品
利子・配当等安定収益重視	○ お取引が可能です。	× お取引をご遠慮いただく場合があります。	
安定収益・値上がり益のバランス投資	○ お取引が可能です。	○ お取引が可能です。	× お取引をご遠慮いただく場合があります。
値上がり益重視	○ お取引が可能です。	○ お取引が可能です。	○ お取引が可能です。

リスク別の金融商品について

大和証券では、金融商品をリスク別に下記のように分類します。

Ⅰ. 低リスク商品……ダイワMRF、個人向け国債など

Ⅱ. 中リスク商品……国内株式、外国株式、外国債券、株式投資信託、債券型投資信託、外貨預金、年金保険など

Ⅲ. 高リスク商品（取引手法を含む）……信用取引、先物取引、上場オプション取引など

●当資料は金融商品取引法の説明用資料として大和証券が作成したものであり、個別商品の販売用資料ではありません。

●当資料は各種の信頼できると思われる情報源から作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。この資料は2022年8月現在の情報に基づき作成されたものです。今後出される政省令等により、内容が変更となる可能性があります。

お問合わせは、お近くの大和証券 本・支店・営業所、または…

大和証券コンタクトセンター

0120-010101

【平日】8:00 ～ 18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

●大和証券に口座をお持ちのお客さまは、お取扱店番号（3桁）・口座番号（6桁）・暗証番号をあらかじめご準備ください。

大和証券ホームページ **www.daiwa.jp**

商 号 等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

大和証券
Daiwa Securities

(2101)202208